

生活習慣病管理料の施設基準に係る院内掲示

当院では患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

医療情報取得加算について

当院では、医療情報取得加算を算定しています。

この加算は「オンライン資格確認を導入している医療機関の外来において、患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

- ① オンライン資格確認を行う。
- ② 受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

一般名処方加算について

保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者さんに安定的に医薬品を提供する観点から、当院では一般名処方を行っています。

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明致します。